

令和2年11月市議会 教育厚生委員会資料

第166号議案

令和2年度長崎市一般会計補正予算（第13号）

目次

頁

【2款1項11目 平和推進費】

1 【繰越明許費】

平和施設管理運営費 長崎原爆資料館運営費 . . . 1～2

2 【債務負担行為】

永井隆記念館指定管理 . . . . . 3～5

原爆被爆対策部

令和2年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	2 総務費	1 総務管理費	11 平和推進費	1-1	長崎原爆資料館運営費	千円 6, 306

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により原爆資料館を訪れる人が減少し、被爆の実相に触れてもらう機会が減少した一方で、新しい生活様式に合わせ、教育現場においてICT環境の整備が進み、オンラインを活用した学習が活発に行われている。

長崎の原爆の実相等については「長崎市平和・原爆」ホームページに掲載しているものの、学校等から平和学習の教材となる情報等を求める問い合わせがっており、コロナ禍において求められているニーズに現在のホームページが対応できていない現状にある。

そこで、今後ますます高まっていくことが想定されるオンライン上での平和学習や情報収集のニーズにも対応できるよう、「長崎市平和・原爆」ホームページについて、現在の情報を系統立てて見やすく整理するとともに、展示資料を紹介する動画など新しいコンテンツの追加を行い、被爆の実相を分かりやすく伝えるホームページに全面改修する。

### 2 事業内容

(1) 事業 「長崎市平和・原爆」ホームページの全面改修

(2) 事業期間 令和2～3年度(7月中旬)

### 3 事業費内訳

ホームページ制作委託料 6,306千円

### 4 財源内訳

事業費		財源内訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
補正前額	千円 150,267	千円 —	千円 —	千円 —	千円 522	千円 149,745
補正額	6,306	6,306	—	—	—	—
補正後額	156,573	6,306	—	—	522	149,745

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金100%(交付金対象事業)

※2 平和基金繰入金(500千円)、複写手数料(22千円)

【繰越明許費】

2款 総務費 1項 総務管理費 11目 平和推進費 (予算説明書 60～61 ページ)

事業名	金額		財源内訳			
			国庫支出金	県支出金	地方債	一般財源
長崎原爆資料館運営費	予算現額	千円 6,306	千円 6,306	千円 —	千円 —	千円 —
	支出予定額	—	—	—	—	—
	繰越明許費	6,306	6,306	—	—	—

1 繰越事由

「長崎市平和・原爆」ホームページ全面改修及び新しいコンテンツとしての展示資料紹介動画制作において、受託業者が行う改修・制作業務等に日数を要することにより、事業が年度内に完了しない見込みであるため。

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
12	永井隆記念館指定管理	令和3年度から 令和7年度まで	千円 61,820

### 1 債務負担行為の目的

長崎市永井隆記念館の管理において、特定非営利活動法人長崎如己の会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和3年度から令和7年度までの指定管理委託料について、債務負担行為の設定を行うもの。

### 2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳 【単位：千円】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
12,364	12,364	12,364	12,364	12,364	61,820

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費） 【単位：千円】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
収入	利用料金収入	183	183	183	183	183	915
	合計(A)	183	183	183	183	183	915
支出	人件費	8,725	8,725	8,725	8,725	8,725	43,625
	需用費	2,042	2,042	2,042	2,042	2,042	10,210
	役務費	93	93	93	93	93	465
	委託料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	使用料・賃借料	73	73	73	73	73	365
	その他	614	614	614	614	614	3,070
	合計(B)	12,547	12,547	12,547	12,547	12,547	62,735
市所要額(B-A) (指定管理委託料)		12,364	12,364	12,364	12,364	12,364	61,820

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 61,820	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 61,820

## 運営経費の算定について（仕様書抜粋）

### 1. 委託料の上限額の考え方

#### (1) 収入（利用料金）

利用料金収入は、感染症拡大防止の影響があった令和2年6月及び7月の利用料金収入と、影響がなかった直近4か年（平成28年度から令和元年度まで）の利用料金収入を比較し算出しています。

#### (2) 支出（施設の管理運営に係る経費）

感染症拡大防止による利用者数の減少等を考慮し、人員数、光熱水費使用量等の数量を見込んでいます。

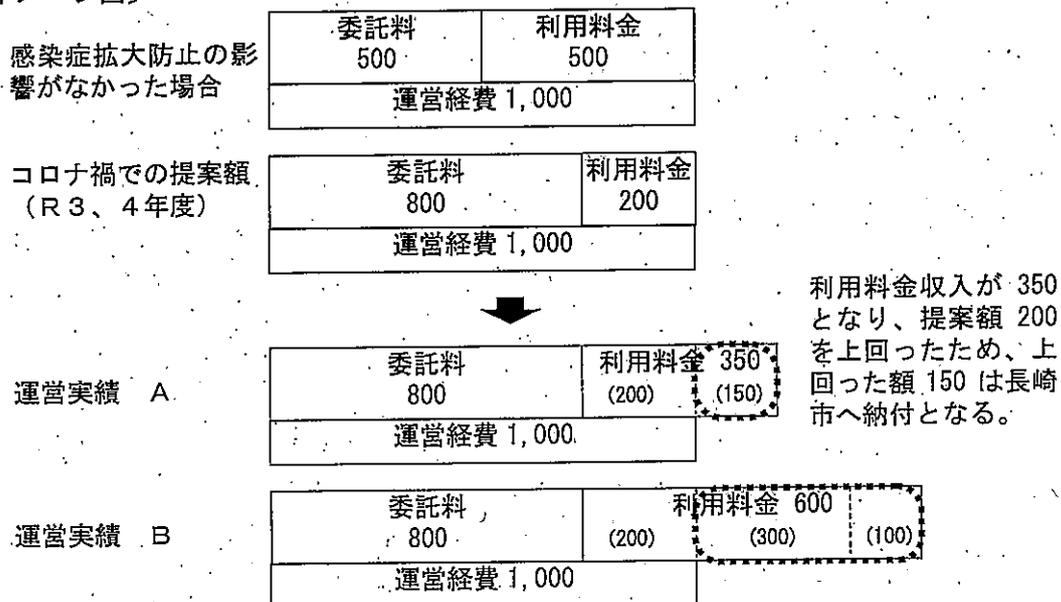
また、感染症拡大予防ガイドラインにおいて定めている施設管理者として準備すべき消耗品等（消毒液、非接触型体温計等）に係る経費についても見込んでいます。

### 2. 運営実績による納付金の考え方

感染症拡大防止による利用者数等の減少については、その影響の終期が見通せない状況であるため、上記1-(1)のとおり利用料金収入を見込みますが、今後、少なからずコロナ禍が収束の方向に向かうことで、利用者数、利用料金収入は一定自然増となるものと想定されます。

そこで、令和3年度及び令和4年度の2年間を自然増が想定される期間とみなし、この間に利用料金収入が提案額を上回った場合は、上回った額について、原則として全額長崎市へ納付することとします。ただし、利用料金収入が、感染症拡大防止の影響がなかった3か年（平成28年度から平成30年度まで）の利用料金収入の平均を超えた場合は、その超えた額について、提案額の10%の金額までは指定管理者の収入とし、10%を超えた部分については、その超えた部分の50%を長崎市に納付し、残りの50%を指定管理者の収入とします。

【イメージ図】



利用料金収入が 600 となり、感染症拡大防止の影響がなかった場合の 500 も上回ったため、上回った額のうち 300 は長崎市へ納付し、残る 100 について、提案額 200 の 10% に当たる 20 は指定管理者の収入、残る 80 は指定管理者と市で折半となる。

### 3 委託料の再算定

令和3年度及び令和4年度の2年間で、利用者数、利用料金収入が自然増となる期間とみなしており、令和5年度には自然増が落ち着くものと見込んでいるため、令和5年度以降の委託料について再算定を行います。

具体的には、令和3年度及び令和4年度上半期の概ね1年6か月の期間における利用実績を踏まえて収支を見直したうえで、委託料を再算定します。

また、令和5年度以降において、利用料金収入が算定し直した見込みを上回った場合は、その見込みの10%の金額までは指定管理者の収入とし、10%を超えた部分については、その超えた部分の50%を長崎市に納付し、残りの50%を指定管理者の収入とします。

〔イメージ図〕

